

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.4.22



## 三菱UFJ グローバル・エコ・ウォーター・ファンド 〈愛称:ブルーゴールド〉

追加型投信／内外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |      |                  |                  |           |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|------|------------------|------------------|-----------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態             | 為替<br>ヘッジ |
| 追加型     | 内外     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファンド・<br>オブ・ファンズ | なし        |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ グローバル・エコ・ウォーター・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月21日に関東財務局長に提出しており、2024年10月22日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の  
合計純資産総額

42兆7,934億円  
(2025年1月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

ESGとは、環境(**E**nvironment)、社会(**S**ocial)、ガバナンス(**G**overnance)の頭文字を取ったものです。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

世界(含む日本)の水関連企業の株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色



世界(含む日本)の水関連企業の株式に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

### ポイント1 ファンドにおける水関連企業とは ～明確な投資ユニバース～

原則として、以下の銘柄を水関連企業と定義します。

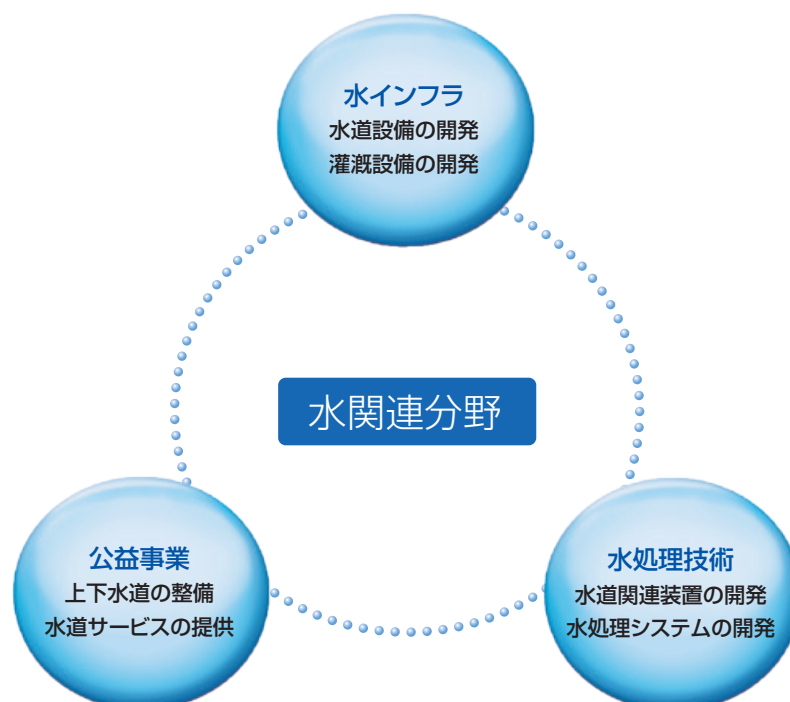
- ・水関連事業から計上される売上高が、全体の過半数を占める企業
  - ・水関連分野で高い技術力を有する企業のうち、同事業から計上される売上高が全体の10%以上の企業
- ※責任投資の観点から、不適切と判断する銘柄を除外します。

責任投資とは、投資決定および株主としての議決権行使に際して、環境、社会、ガバナンス(ESG)要因を考慮して投資する運用手法です。

### ポイント2 水関連企業の特徴

- ・水関連企業による清潔な水や衛生サービス、灌漑設備等の提供は、農工業部門および家庭部門における水の供給増加や排水削減、水品質の改善、農耕地の拡大等を通じて、環境および社会の改善を促進すると考えられます。
- ・当ファンドでは、具体的には以下の3つの分野(セクター)に従事する水関連企業に投資します。

<投資を行う3つの分野(セクター)>



上記の投資対象セクターは今後変更される場合があります。

## ＜水関連セクターの特色＞

### 水インフラ

- ・水道設備の開発等、各国政府によるインフラ投資が増加しています。

### 水処理技術

- ・高い技術力が必要とされる廃水の再生利用等の分野は、淡水化と比較しコストが割安な利点があります。

### 公益事業

- ・上下水道の整備等の必要不可欠なサービスを提供しています。

❗ 本見通しのない分析は、作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## ＜水関連企業のリスク要因＞

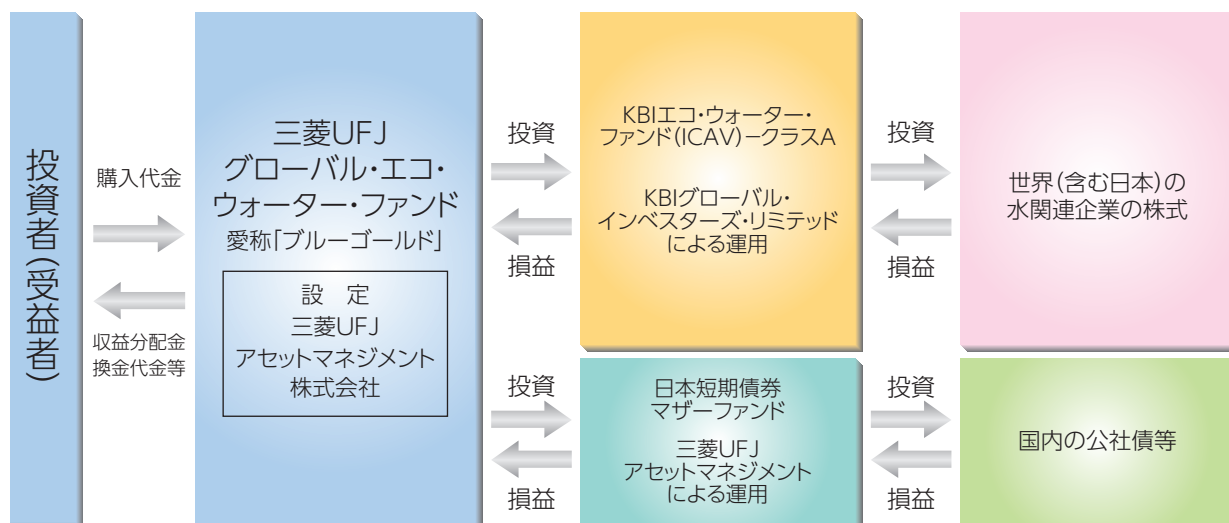
水関連セクターは、上記に代表される環境変化に伴い今後の市場規模の拡大が期待されますが、参入企業の増加による競争激化等により水関連企業の事業環境が悪化する場合もあります。



## ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- ・アイルランド籍外国投資法人である「KBIエコ・ウォーター・ファンド(ICAV)」の円建外国投資証券および証券投資信託「日本短期債券マザーファンド」に投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・水関連企業の株式への実質的な投資は円建外国投資証券を通じて行います。
- ・実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ＜ファンドの仕組み＞





## 外国投資法人の運用は、KBIグローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。

### <KBIエコ・ウォーター・ファンド(ICAV)の特色>

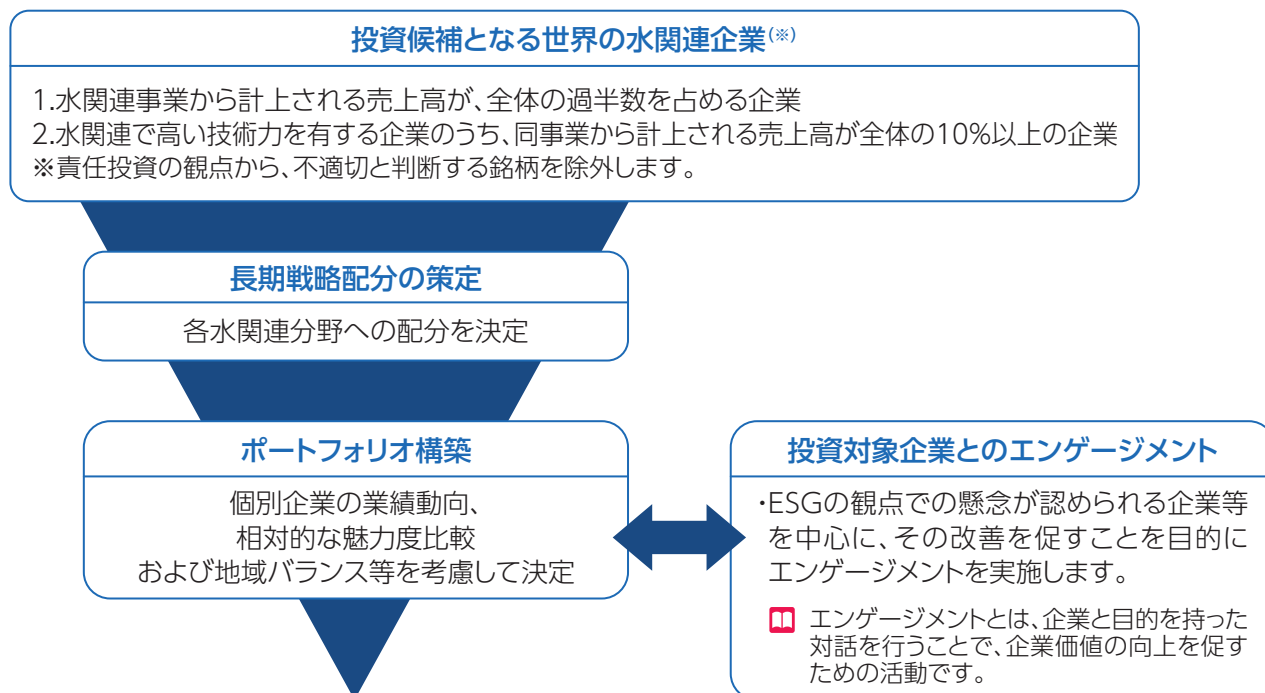
- ・世界(含む日本)の水関連企業の株式へ投資を行います。
- ・運用はアイルランドの資産運用会社であるKBIグローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。

### <KBIグローバル・インベスターズ・リミテッドについて>

1980年に設立され、本拠をアイルランドのダブリンに置く資産運用会社です。環境関連分野の投資を得意とし、水関連、地球温暖化対策、代替エネルギー、農業等の分野で長年の運用実績を有しています。

### <ポートフォリオ構築プロセス>

\*下記のプロセスはKBIグローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。



(※)株式の組み入れについて

組入株式は、原則として、世界の水関連企業のうち水関連事業を通じて環境および社会の改善を促進すると考えられる企業の株式のみとします。

! 上記のポートフォリオ構築プロセスは今後変更される場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

### ■KBIグローバル・インベスターズ・リミテッドのステewardシップ方針

KBIグローバル・インベスターズ・リミテッドは天然資源に関連する企業とグローバル企業の株式運用に特化したブティック型の運用会社であり、ステewardシップ活動は各戦略の運用プロセスに統合され、エンゲージメントや議決権行使などを通じて実践されます。

エンゲージメントにおいては、企業のESGに関連する取り組みを改善させることを目的としており、気候変動と多様性を重視し、投資先企業との直接の対話または、他の投資家や業界団体と協力した対話を実施します。これらの活動は、社会や環境に利益をもたらすだけでなく、投資パフォーマンスにもつながると考えています。

議決権行使においては、高い専門性を有する外部助言会社からの助言を活用し、原則として、すべてのポートフォリオにおいて権利を行使する方針です。議決権行使にあたっては、ESG問題に関する透明性と報告を重視しており、通常はそうした透明性向上を求める株主提案を支持します。

## ■主な投資制限

---

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 株式     | 株式への直接投資は行いません。        |
| 投資信託証券 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産  | 外貨建資産への直接投資は行いません。     |

## ■分配方針

---

- 年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合に、当該超過分の範囲内で分配します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■投資対象とする投資信託証券の概要

|                              |                                                                               |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名                    | KBIエコ・ウォーター・ファンド(ICAV)ークラスA                                                   |
| 形 態                          | アイルランド籍・外国投資法人                                                                |
| 投 資 態 度                      | 世界(含む日本)の水関連企業の株式に投資を行い、信託財産の成長をめざします。                                        |
| 主 要 投 資 対 象                  | 世界(含む日本)の水関連企業の株式                                                             |
| 主 な 投 資 制 限                  | 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。                                                         |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) 等 | 年0.7%以内 (運用報酬:年0.62%、管理報酬:年0.08%以内)<br>その他、外国投資信託証券の監査報酬、資産を外国で保管する費用等がかかります。 |
| 購 入 時 手 数 料                  | ありません。                                                                        |
| 信 託 財 産 留 保 額                | ありません。                                                                        |
| 投 資 運 用 会 社                  | KBIグローバル・インベスターズ・リミテッド                                                        |
| 設 定 日                        | 2019年10月23日                                                                   |
| 決 算 日                        | 原則として2月28日                                                                    |
| 分 配 方 針                      | 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。                                       |

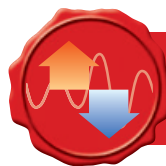
|                              |                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名                    | 日本短期債券マザーファンド                                                                                                                                                                                                                    |
| 形 態                          | 証券投資信託                                                                                                                                                                                                                           |
| 投 資 態 度                      | ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。<br>ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。<br>銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。<br>NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。 |
| 主 要 投 資 対 象                  | わが国の公社債・金融商品                                                                                                                                                                                                                     |
| 主 な 投 資 制 限                  | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>外貨建資産への投資は行いません。<br>有価証券先物取引等を行うことができます。<br>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。                                                                                              |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) 等 | ありません。                                                                                                                                                                                                                           |
| 購 入 時 手 数 料                  | ありません。                                                                                                                                                                                                                           |
| 信 託 財 産 留 保 額                | ありません。                                                                                                                                                                                                                           |
| 投 資 運 用 会 社                  | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                              |
| 設 定 日                        | 1998年12月2日                                                                                                                                                                                                                       |
| 決 算 日                        | 原則として7月22日                                                                                                                                                                                                                       |
| 分 配 方 針                      | 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。                                                                                                                                                                                          |

 NOMURA-BPI短期インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の残存期間1年から3年の債券で構成されている債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI総合のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

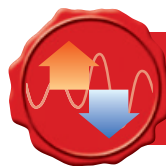
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、実質的に特定のテーマ・業種（水関連企業）に絞って投資を行いますので、これらの動向によっては、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
- 投資先企業のESGにかかる評価に際し、第三者データなどを活用することがあります。企業開示が不十分などの理由からこれらのデータや情報が不完全な場合などには、投資対象銘柄の選択の判断に影響する場合があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



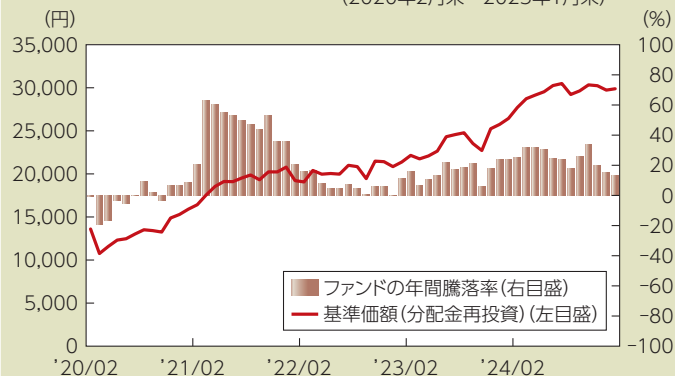
# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

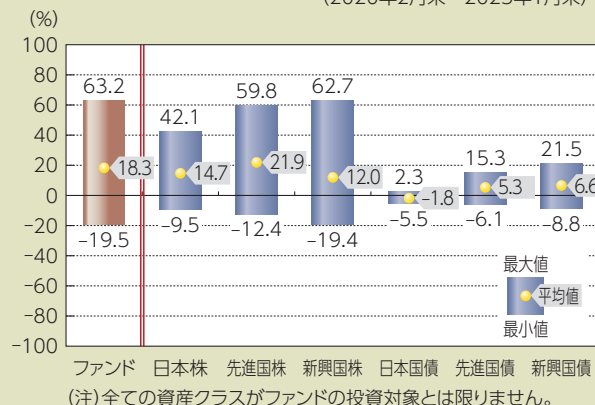
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年2月末～2025年1月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年2月末～2025年1月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                      |

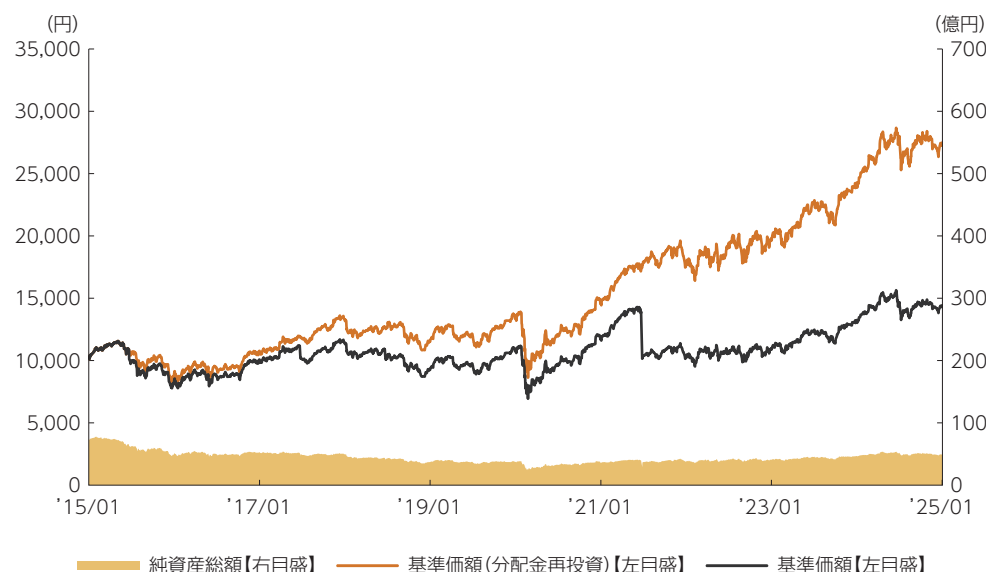
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2025年1月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2015年1月30日～2025年1月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 14,392円 |
| 純資産総額 | 49.3億円  |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|         |        |
|---------|--------|
| 2024年7月 | 600円   |
| 2023年7月 | 200円   |
| 2022年7月 | 500円   |
| 2021年7月 | 3,900円 |
| 2020年7月 | 0円     |
| 2019年7月 | 0円     |
| 設定来累計   | 8,400円 |

●分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

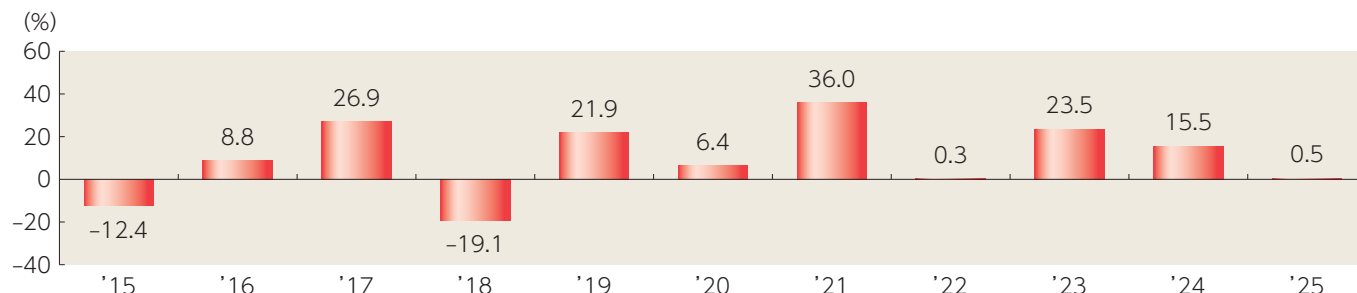
| 資産構成                        | 比率     |
|-----------------------------|--------|
| KBIエコ・ウォーター・ファンド(ICAV)ークラスA | 98.3%  |
| 日本短期債券マザーファンド               | 0.0%   |
|                             |        |
|                             |        |
|                             |        |
| コールローン他(負債控除後)              | 1.7%   |
| 合計                          | 100.0% |

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

| 組入上位銘柄                         | 国・地域 | 業種    | 比率   |
|--------------------------------|------|-------|------|
| 1 VEOLIA ENVIRONNEMENT         | フランス | 公益事業  | 6.5% |
| 2 XYLEM INC                    | アメリカ | 水インフラ | 5.1% |
| 3 UNITED UTILITIES GROUP PLC   | イギリス | 公益事業  | 3.8% |
| 4 栗田工業                         | 日本   | 水処理技術 | 3.8% |
| 5 FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I | アメリカ | 水インフラ | 3.6% |
| 6 AMERICAN WATER WORKS CO INC  | アメリカ | 公益事業  | 3.6% |
| 7 ESSENTIAL UTILITIES INC      | アメリカ | 公益事業  | 3.6% |
| 8 ROPER TECHNOLOGIES INC       | アメリカ | 水処理技術 | 3.2% |
| 9 COWAY CO LTD                 | 韓国   | 水処理技術 | 3.1% |
| 10 IDEX CORP                   | アメリカ | 水処理技術 | 3.0% |

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国・地域や業種は、当該外国投資信託証券の運用会社が独自に区分・分類したものです。

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2025年は年初から1月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 

</

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

| 購入時手数料                                  | 支払先                                  | 購入時手数料                                         | 対価として提供する役務の内容                  |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|
|                                         | 販売会社                                 | 購入価額に対して、 <b>上限3.3% (税抜 3%)</b><br>(販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |                                      |                                                |                                 |
| 信託財産留保額                                 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額 |                                                |                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                            |                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 当該ファンド                                                                                                                                                                                                                                      | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.1%(税抜 年率1%)</b> をかけた額                                                 |                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                             | 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)                                            |                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                             | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                                                         |                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                             | 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。                                                                      |                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                             | 支払先                                                                                        | 配分(税抜)                                  |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                        | 0.25%                                                                                      | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                        | 0.7%                                                                                       | 交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等       |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                            |                                         |
| 受託会社             | 0.05%                                                                                                                                                                                                                                       | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等                                                            |                                         |
|                  | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            |                                         |
|                  | 投資対象とする投資信託証券                                                                                                                                                                                                                               | 投資対象ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.7%以内</b> (運用および管理等にかかる費用)(日本短期債券マザーファンドは除きます。)                   |                                         |
|                  | 実質的な負担                                                                                                                                                                                                                                      | 当該ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.8%程度(税抜 年率1.7%程度)</b><br>※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 |                                         |
| その他の費用・手数料       | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                                                                                            |                                         |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 手続・手数料等



### 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2025年1月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年7月25日～2024年7月22日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.93%     | 1.76%      | 0.17%     |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

# MEMO



目論見書を読み解くガイド

[https://www.am.mufg.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)